

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

| | | | |
|---|---|---|----|
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (県央振興) | 一 | ○久喜都市計画画用途地域の案の縦覧 (都市計画課) | 五 |
| ○久喜都市計画事業(仮称)清久工業団地周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧 (温暖化対策課) | 一 | ○久喜都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課) | 六 |
| ○入間都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) | 二 | ○IC免許証記載内容確認装置の貸借に係る落札者の公示 (会計課) | 七 |
| ○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) | 二 | ○取去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所) | 七 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する公示 () | 三 | ○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) | 九 |
| ○保安林の指定の解除予定 (森づくり課) | 五 | ○申請のあった年月日 (東松山県土) | 九 |
| ○富士見都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課) | 五 | ○特定非営利活動法人の名称(変更前) 特定非営利活動法人生活支援スマイルワーク | 一〇 |
| ○桶川都市計画用途地域の変更の案の縦覧 () | 五 | ○特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク (変更後) | 一〇 |
| | | ○灯油の購入(十月・十一月分)に関する一般競争入札公告 (経営管理課) | 一〇 |

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

武藤 五郎

主たる事務所所在地

埼玉県鴻巣市大間三一一〇―二三ヲ

デヴィーナ三〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者又は中高年者向けの職業能力開発・形成のための講座の開設、就業を促進させるための調査研究、就業情報収集、交流活動等の事業を行なうことで、就業の機会を創出するとともに、地域社会の環境保全のための清掃活動を通じて、産業・経済の発展と社会の安定に寄与することを目的とする。但し、職業紹介、事業及び労働者派遣事業については、障害者、高齢者又は中高年者に限定しない。

埼玉県告示第千二百二十八号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により、久喜市から久喜市の区域内において行われる久喜都市計画事業(仮称)清久工業団地周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。

この事業に係る関係地域が所在する市

町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

久喜市、加須市、騎西町、白岡町、

菖蒲町、鷺宮町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県東部環境管理事務所

久喜市産業基盤推進課

加須市生活環境課

騎西町民生生活課

白岡町生活環境課

菖蒲町住民税務課

埼玉県告示第千百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート東松山沢口町店

東松山市沢口町十四の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鷺宮町民生生活課

ロ 期間

平成二十年八月十九日(火)から

同年九月十九日(金)まで(ただし、

土曜日、日曜日及び休日を除く。)

の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千百二十九号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 マミーマート 代表取締役社長 岩崎 悦久

東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百四十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物内駐車場 位置 図面省略 収容台数 七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 五六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十一年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 イトーヨーカ堂 東松山店

東松山市箭弓町一の十五の十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

有限会社松山フォトサービス(退店) 他 四社

(変更後)

株式会社四五コーポレーション(新規) 他 四社

ハ 変更年月日

平成十九年一月十七日

ニ 届出年月日

平成二十年八月五日

二 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 イトーヨーカ堂 東松山店

東松山市箭弓町一の十五の十三

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 二七一台

(変更後) 位置 図面省略 二六八台

ハ 変更年月日

平成二十一年四月六日

ニ 届出年月日

平成二十年八月五日

二 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯野ビル(いなげや川越旭町店)

川越市旭町二丁目十二番地六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社いなげや 他二社

(変更後)

株式会社いなげや 他一社 (一社退店)

ハ 変更年月日

平成十九年十二月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十年八月五日

二 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯野ビル(いなげや川越旭町店)

川越市旭町二丁目十二番地六

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一〇〇台

(変更後) 位置 図面省略 七二台
駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 五箇所

(変更後) 位置 図面省略 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年四月六日

ニ 届出年月日

平成二十年八月五日

二 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間郡毛呂山町大字旭台百五十の

二 保安林として指定された目的
耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第千三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

ふじみ野市西鶴ヶ丘二丁目の一部、緑ヶ丘一丁目及び二丁目の各一部、大井武蔵野の一部並びに亀久保字亀居の一部

三 三芳町大字藤久保字東の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり環境部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月二日まで

埼玉県告示第千三百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画用途地域

桶川市上日出谷字宮、字弥勒及び字殿山の各一部

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川市上日出谷字宮、字弥勒及び字殿山の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月二日まで

埼玉県告示第千三百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川市上日出谷字宮、字弥勒及び字殿山の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月二日まで

埼玉県告示第千三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画用途地域

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画道路一・三・一号首都圏中央連絡自動車道、三・四・一号杉戸久喜線、三・四・二号大宮栗橋線、三・四・三号東停車場線、三・四・四号西停車場線、三・四・五号幸手久喜加須線、三・四・六号内谷向割線、三・四・七号青毛下早見線、三・四・八号前谷五領線、三・四・九号平沼和戸線、三・四・十号篠津柴山線、三・四・十一号北中曾根三箇線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・一号杉戸久喜線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

久喜市東四丁目、南四丁目、本町三丁目、本町四丁目、上町、大字上早見字新田、大字下清久字屋敷前及び大字下清久字鶴ノ谷の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所及び久喜市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月二日まで

埼玉県告示第千三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

久喜市上町の一部、本町三丁目及び四丁目の各一部、東四丁目の一部並びに南四丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年九月二日まで

埼玉県告示第千四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号の事業地に、坂戸市大字浅羽字上宿、大字森戸字宿頭、字宿、字峰、字鳩、大字多和目字下狸穴、字下渡戸、字高柳、字坂上、字天沼、大字四日市場字天沼、字瀧ノ

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉

県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号の事業地に坂戸市大字浅羽字上宿、大字森戸字宿頭、字宿、字峰、字鳩、大字多和目字下狸穴、字下渡戸、字高柳、字坂上、字天沼、大字四日市場字天沼、字瀧ノ下、字諏訪ノ台、字花ノ木、字月後、大字厚川字寺前、字清水、字諏訪、字東妻、けやき台、西坂戸一丁目、西坂戸二丁目、西坂戸三丁目、西

坂戸四丁目、西坂戸五丁目、鶴ヶ島市大字脚折字上向、字若宮、字和田橋、字蔵ノ前、字天神下、字北口、大字藤金字柴山、字仲道、字大下、字橋上、字下前を加え、坂戸市鎌倉町、鶴ヶ島市大字脚折字池の台、下池の台、脚折五丁目、共栄町、大字藤金字後谷、字宮裏において事業地を変更する。

~~~~~

埼玉県告示第千四百一十一号  
WTOに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上田 清 臣

1 購入等件名及び数量  
IC免許証記載内容確認装置の貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務司会計課 調達担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号

3 落札者を決定した日  
平成20年6月27日

4 落札者の氏名及び住所  
NTTフレイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

5 落札金額  
34,738,200円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成20年5月16日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年七月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

の概要を次のとおり公表する。

平成二十年八月十九日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

| 製造事業場等の名称及び所在地                     | 収去年月日                                             | 飼料の名称              | 製造(輸入)年・月 | 試験結果の概要 |       |        |       |        |        |        |        |          |      | 備考 |            |           |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------|-----------|---------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|----------|------|----|------------|-----------|
|                                    |                                                   |                    |           | 粗たんぱく質% | 粗脂肪%  | 粗繊維%   | 粗灰分%  | カルシウム% | リン%    | 揮発性窒素% | 水溶性窒素% | ペクチン消化率% | TDN% |    | ME kcal/kg | その他検査(水%) |
| 雪印種苗株式会社鹿島工場<br>茨城県神栖市東深芝2番地13     | H20.7.8<br>有限会社タカキ物産<br>日高市大字鹿山851-3              | 全開連配合飼料グレード1       | 20.7      | 13.5以上  | 2.0以上 | 10.0以下 | 8.0以下 | 0.15以上 | 0.40以上 |        |        |          |      |    | 13.3       |           |
| 豊橋飼料株式会社千葉工場<br>千葉県市原市八幡海岸通44番地    | H20.7.10<br>豊橋飼料株式会社<br>本庄ストックポインツ<br>本庄市小島1117番地 | ヤルトほ乳期子豚用人工乳ピギーウエー | 20.7      | 18.0以上  | 5.0以上 | 4.0以下  | 7.0以下 | 0.60以上 | 0.50以上 |        |        |          |      |    | 12.2       |           |
| 株式会社スエオカハーベスト<br>東京都中央区八重洲二丁目4番11号 | H20.7.11<br>小山商事株式会社<br>行田市埼玉3351                 | US チモシー            | 20.7      | 5.8     | 1.3   | 30.8   | 5.4   | 0.21   | 0.18   |        |        |          |      |    | 14.7       |           |

|                                              |     |                  |      |      |     |      |     |      |      |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |
|----------------------------------------------|-----|------------------|------|------|-----|------|-----|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|
| ナイーエム株式会社<br>千葉県市原市姉崎510<br>号—1<br>チッソピーケ103 | 同 上 | オートツハイ           | 20.7 | 5.8  | 1.8 | 20.0 | 7.1 | 0.18 | 0.13 |  |  |  |  |  |  |  |  | 19.2 |  |
| 同 上                                          | 同 上 | カナダチモシー<br>No.1  | 20.7 | 3.8  | 1.3 | 30.9 | 4.0 | 0.13 | 0.08 |  |  |  |  |  |  |  |  | 13.5 |  |
| 双日株式会社<br>東京都港区赤坂6—1<br>—20<br>国際赤坂ビル        | 同 上 | カナダチモシープレ<br>ミアム | 20.7 | 4.1  | 1.2 | 28.8 | 3.7 | 0.11 | 0.11 |  |  |  |  |  |  |  |  | 14.0 |  |
| ナイーエム株式会社<br>千葉県市原市姉崎510<br>号—1<br>チッソピーケ103 | 同 上 | アルフレアラ           | 20.6 | 15.0 | 1.5 | 23.9 | 8.8 | 1.08 | 0.25 |  |  |  |  |  |  |  |  | 17.7 |  |
| 株式会社 KHS 貿易<br>愛知県高浜市呉竹町5<br>—2—3            | 同 上 | トールフェスク          | 20.6 | 4.2  | 0.5 | 31.7 | 3.6 | 0.17 | 0.07 |  |  |  |  |  |  |  |  | 13.9 |  |

(注) 1 飼料の名称の欄中の「**◎**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                           | 収 去 場 所                                | 飼料又は飼料<br>添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称            | 製 造<br>(輸入)<br>年 . 月 | 試 験 結 果 の 概 要  | 備 考 |
|----------------------------------------------|----------------------------------------|------------------|-------------------------|----------------------|----------------|-----|
| 豊橋飼料株式会社千葉工場<br>千葉県市原市八幡海岸通<br>44番地          | 豊橋飼料株式会社本庄<br>ストックボイラント<br>本庄市小島1117番地 | 飼 料              | マルトほ乳期子豚用人工乳ピギ<br>ーウエーゾ | 20.7                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |
| 株式会社スエオカハーベ<br>スト<br>東京都中央区八重洲二丁<br>目4番11号   | 小山商事株式会社<br>行田市埼玉3351                  | 飼 料              | USチモシー                  | 20.7                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |
| ナイーエム株式会社<br>千葉県市原市姉崎510—<br>1<br>チッソピーケ103号 | 同 上                                    | 飼 料              | オートツハイ                  | 20.7                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |



|                                          |   |   |   |    |              |      |                |  |
|------------------------------------------|---|---|---|----|--------------|------|----------------|--|
| 同                                        | 上 | 同 | 上 | 飼料 | カナダチモシーNo.1  | 20.7 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |  |
| 双日株式会社<br>東京都港区赤坂6-1-1<br>20国際赤坂ビル       |   | 同 | 上 | 飼料 | カナダチモシープレミアム | 20.7 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |  |
| テイエム株式会社<br>千葉県市原市姉崎510-1<br>1ナツソビーク103号 |   | 同 | 上 | 飼料 | アルフレアルフレ     | 20.6 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |  |
| 株式会社 KHS 貿易<br>愛知県高浜市呉竹町5-2-3            |   | 同 | 上 | 飼料 | トールフレスク      | 20.6 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |  |

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年六月十三日

指令飯整第一九〇〇五〇一號

二 検査済証番号

平成二〇年八月十三日

飯整第二〇〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字小田谷字木島五  
一番一、五二番  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上尾市大字荻丁目四二五番地  
堀江 綾子

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号  
平成二十年八月六日  
指令飯整第一九〇〇五一一号  
二 検査済証番号  
平成二〇年八月十三日  
飯整第二〇〇〇一二号  
三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡越生町大字如意字白坂六二〇番三、六二一番一  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区下石神井六丁目一三番

一一号 第2石塚マンション一〇五  
堤 茂実

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

指令飯整第一九〇〇五〇一號

検査済証番号

平成二〇年八月十三日

開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

第二〇〇〇三九〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月十二日

第二〇〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字將軍澤字東方三五七の七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字將軍澤三五七

鯨井 幸洋

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

第二〇〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月十二日

第二〇〇〇四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字宿南八〇

六一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田八〇六一

林 恵美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

一 許可番号

平成二十年三月十一日

第一九〇一七二〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月十二日

第二〇〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字明神山七四〇一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字小用七四二一一〇

西山 末男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

一 許可番号

平成二十年七月一日

第一九〇一四六一号

二 検査済証番号

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十年八月十九日 埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 350,200ℓ

(2) 納入期間

平成20年10月1日から平成20年11月30日まで

(3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

平成二十年八月十二日

第二〇〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字明神山七四九一四、七四九一〇九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字小用七四九一四

濱野 隆浩

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。
  - (3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。  
イ 入手手順  
ロ 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く  
ハ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。  
ニ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。  
ホ 「入札情報公開システム」を選択する。  
ヘ 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。  
ヘ 「物品等」を選択する。  
コ 「発注情報の検索」を選択する。  
ク 検索ボタンをクリックする。  
ケ 本入札案件を選択する。
  - (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県病院局経営管理課 平成20年8月29日(金) 午前11時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時

- 入札の場所及び日時  
埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月29日(月) 午前11時00分  
開札の場所及び日時  
埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月29日(月) 午前11時30分  
郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限  
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当  
平成20年9月26日(金) 午後5時(必着)
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
  - (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Kerosine JIS(No.1) 350,200 ℓ
- (2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. 29, september, 2008.(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. 26, september, 2008)
- (3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

|     |               |      |                        |     |                                               |                                                                                          |     |                                                 |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 発行日 | 毎週<br>火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む) | 発行者 | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表) | 県<br>埼玉県審判ホームページアドレス<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm | 印刷所 | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表) |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|